

「ソーシャルファームってなあに？」 ZOOM フォーラム 報告レジュメ

2021/2/23

報告：若畑省二（企業組合あうん）

☆ 企業組合あうんの紹介

- あうんの設立経緯 — 2002年に立ち上げ、07年に法人化
- メンバー — 現在27名（うち21名が社会保険に加入）
- 事業 — 便利屋、リサイクルショップ、カフェ食堂 約1億2千万円/年の売上
- 運営 — 協同労働による運営 → 平等な時給、会議による意思決定

☆ 東京都ソーシャルファーム制度 — 認証と予備認証の違い

- ソーシャルファームの三つの要件
 - 就労困難者が3名以上かつ事業所の全従業員の20%以上働いていること
 - 自立的な事業運営
 - 就労困難者がともに働いていること
- 認証と予備認証
 - 三つの要件をすでに満たしている事業所 → 認証（人件費の補助）
 - 要件を満たしていない事業所 → 予備認証（工事などの補助） → 認証（半年以内）
- 補助の偏り
 - 認証 — 新たに雇用した就労困難者の人件費のみが補助対象
 - 予備認証 — 事業を始めるための工事費・備品費など幅広く補助対象
 - 認証を受けることの金銭的メリットが非常に少なく、多くが予備認証を申請
- あうんは認証を申請 — 社会的評価、ロールモデル、制度改善などの動機

☆ あうんの認証申請から見てきたこと

- 就労困難者に対する雇用支援計画書作成の問題点
 - 就労困難と職場における支援の相違 — 「ともに働く」と矛盾していないか？
- 就労困難の証明（1） — 生活困窮者の場合
 - 「生活困窮はただちに就労困難を意味しない」 ⇔ 日本の実態との乖離
- 就労困難の証明（2） — 野宿生活経験者の場合
 - 「当事者による申立ては客観的な証明とはならない」 ⇔ 多くの人が証明困難
 - 就労困難者を非常に狭く判定 — 例：精神的な疾患で定期的に通院している者
 - 生活困窮なども含め、より具体的に定義づけを行っていく必要